

道路照明灯電気料金に係る民事調停について

【令和7年2月県議会 予算外議案】

令和7年2月
土木部

道路照明灯電気料金に係る県と四国電力株式会社（以下、「四国電力」という。）との民事調停に関し、高松簡易裁判所から調停案の提示があったため、2月県議会定例会に当該調停を成立させる議案を提出します。

記

1 調停の経緯

令和4年5月～令和5年2月 県管理道路照明灯について調査を実施

令和5年5月 県が四国電力に対し道路照明灯過払い電気料金返還請求

9月 令和5年9月県議会定例会へ民事調停申立てに係る議案を提出

10月 同議案議決、県が高松簡易裁判所へ民事調停の申立て※

令和6年1月 四国電力が高松簡易裁判所へ民事調停の申立て※※

※県の過払い：（申立て時の主張額）8,303,635円（精査後の確定額）7,431,247円
（うち撤去等廃止分4,254千円、LED灯等変更分3,177千円）
※※県の未払い：（申立て時の主張額）1,968,375円（精査後の確定額）1,955,438円

令和7年1月 高松簡易裁判所が双方に調停案を提示

2月 令和7年2月県議会定例会へ調停案に係る議案を提出

2 裁判所から提示された調停案の概要

- (1) 県は、四国電力に対し、令和5年3月分までの道路照明灯に係る未契約分の電気料金として1,955,438円を支払う。
- (2) 四国電力は、県が実施する道路照明灯の整備及びLED化推進に賛同し、県に対し、協力金として4,800,000円を支払う。
- (3) 県及び四国電力は、県と四国電力との間には、令和5年3月分までの道路照明灯に係る電気料金に関し、各条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

3 本調停案に対する考え方

民事調停は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により条理にかない実情に即した解決を図ることを目的としている。裁判所から提示された調停案は、調停委員が双方の言い分を丁寧に聞いたうえで、公平・中立的な立場で判断し作成されたものであり、民事調停の趣旨を踏まえ円満解決に向けて、本調停案を受け入れるとともに、既に実施している再発防止策を徹底する。